

検診の対象となる特定化学物質、有機溶剤一覧

下記の特定化学物質(単体で 1%以上)を扱う業務については、特定化学物質第 39～42 条により健康診断が、有機溶剤(含有成分が 5 %以上)を扱う業務者については有機溶剤中毒予防規則 29 条により健康診断が義務づけられていますのでお知らせします。

ご使用の製品に成分表示されていますのでお調べください。

- ◆ 特定化学物質 2 類は、法改正により有機溶剤から「特定化学物質」に指定が見直されました。有機溶剤の通常・特別検診に加え血液検査が追加されます。
 - ◆ ○印は有機溶剤通常検診の適用、◎印は特別検診が追加されます。
 - ◆ 特別検診には、代謝物、肝機能、貧血、眼底の各検査のうち、有機溶剤の種類により指定の検査が追加されます。
 - ◆ ◇印は、タンク内(例：地下室、窓を開けていない屋内作業場等)における業務に適用されます。
 - ◆ ※1 印は厚生労働大臣が定める「化学物質による健康障害防止指針」の対象物質です。

種別	有機溶剤名	必要な健康診断		
		有機溶剤通常検診	有機溶剤特別検診	特定化学物質健診
特定化学物質 2類	クロロホルム ※1			◎
	四塩化炭素 ※1			◎
	1.2-ジクロルエタン ※ (別名二塩化エチレン)			◎
	1.1.2.2-テトラクロルエタン (別名四塩化アセチレン)			◎
	トリクロルエチレン(トリクレン)			◎
	1.4-ジオキサン ※1			◎
	ジクロロメタン(別名メチクロ) ※1			◎
	スチレン(スチロール)			◎
	テトラクロルエチレン(パークレン) ※1 (別名パークロルエチレン)			◎
	メチルイソブチルケトン(MIBK)			◎
第1種有機溶剤	1.2-ジクロルエチレン (別名二塩化アセチレン)	○	◎	
	二硫化炭素	○	◎	
第2種有機溶剤	アセトン	○		
	イソブチルアルコール(IBA)	○		
	イソプロピルアルコール(IPA)	○		
	イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	○		
	エチルエーテル	○		
	エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)	○	◎	
	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	○	◎	
	エチレングリコールモノブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	○	◎	
	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	○	◎	

種 別	有 機 溶 剂 名	必要な健康診断		
		有機溶剤 通常検診	有機溶剤 特別検診	特定化学 物質健診
第2種有機溶剤	オルトージクロルベンゼン	○	◎	
	キシレン(キシロール)	○	◎	
	クロルベンゼン	○	◎	
	酢酸イソブチル	○		
	酢酸イソプロピル	○		
	酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)	○		
	酢酸エチル(酢エチ)	○		
	酢酸ノルマルーブチル	○		
	酢酸ノルマループロピル	○		
	酢酸ノルマルーベンチル(別名酢酸アミル)	○		
	酢酸メチル	○		
	シクロヘキサンオール	○		
	シクロヘキサン(ヘキサン)	○		
	N,N -ジメチルホルムアミド(DMF) ※1	○	◎	
	テトラヒドロフラン(THF)	○		
	1.1.1-トリクロルエタン ※1 (別名メチルクロロホルム)	○	◎	
	トルエン(トルオール)	○	◎	
	ノルマルヘキサン(N-ヘキサン)	○	◎	
	1-ブタノール(N-ブタノール)	○		
	2-ブタノール(イソブタ)	○		
	メタノール(メチルアレコール)	○		
	メチルエチルケトン(MEK)	○		
	メチルシクロヘキサンオール	○		
	メチルシクロヘキサン	○		
	メチルブチルケトン(MBK)	○		
	エチルベンゼン	○		
第3種有機溶剤	ガソリン	◇		
	コールタールナフサ (ソルベントナフサを含む)	◇		
	石油エーテル	◇		
	石油ナフサ	◇		
	石油ベンジン	◇		
	テレピン油	◇		
	ミネラルスピリット (ミネラルシンナー等を含む)	◇		